

補装具評価検討会開催要綱

1 趣旨

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第25項の規定に基づく補装具について、種目、名称、型式、額等の検討を行い、種目の採り入れの円滑化や価格の適正化に資すること等を目的として、補装具評価検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 組織等

- (1) 検討会のメンバーは、検討事項に関連する学識経験者等のうちから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長（以下「部長」という。）及び子ども家庭庁支援局長（以下「局長」という。）が委嘱し、任期は2年以内とする。なお、部長及び局長は、必要に応じて適当と認められる有識者等を臨時メンバーとして委嘱することができる。
- (2) 検討会は、次の表の上欄に掲げる名称とし、これらの検討事項は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、補装具費支給制度全般の検討を行う場合には、Ⅰ類及びⅡ類合同の全体会を開催する。

| 名称 | 補装具第Ⅰ類評価検討会 | 補装具第Ⅱ類評価検討会 |
|------|--|---|
| 検討事項 | <p>① 補装具の種目のうち、義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具及び歩行補助つえの種目見直しや価格変更等に関する事。</p> <p>② 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品の指定等についての審査。</p> <p>③ その他、①の種目に関する事。</p> | <p>① 補装具の種目のうち、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳及び重度障害者用意思伝達装置の種目見直しや価格変更等に関する事。</p> <p>② その他、①の種目に関する事。</p> |

- (3) 各検討会に座長及び副座長を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により選出し、副座長は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は検討会の会務を総理し、座長に不測の事態が生じたときは、副座長がその職務を代理する。
- (6) 補装具に関してさらに詳細な検討のために、必要に応じて専門分野ごとに分科会（WG（ワーキンググループ））を設けることができる。

3 運営

- (1) 検討会の庶務は、国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部情報シス

テム課支援機器イノベーション情報・支援室の協力を得て、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。

- (2) 必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。
- (3) 検討会、議事資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。